

令和8年7月16日

佐志中学校区保護者様

佐志小学校PTA会長	池田早希子
佐志中学校PTA会長	古館友理
佐志小学校校長	平山美代子
佐志中学校校長	牛草美佳

SNS等利用によるトラブルへの対応について

近年のインターネットやスマートフォンの普及により、小中学生の間でもSNS等の利用によるトラブルが問題となっています。SNS等の利用によるトラブルについては、「なりすまし」や「自画撮り」による被害のほかにも、「個人情報の拡散」「ゲームへの課金」「チャットでの誹謗中傷」「LINE・メール等でのトラブル」「AIで作成したフェイク画像の拡散」等があります。

市内の中学校校区においても、このようなSNS等の利用による児童生徒同士のトラブルが発生しており、中には他校区の児童生徒とトラブルに発展した事案もあり、対応に苦慮しているところです。一般的に、スマートフォンやSNS等トラブルの防止や解決は、端末を所持・利用させている保護者で対応することが基本とされています。所持・利用させる場合には、子どもの使用状況を保護者が確実に把握することで、トラブルの未然防止にもつながります。このことを踏まえ、佐志中学校区PTAで協議し、小中学校で共通して、以下のような対応を行いますのでよろしくお願いいたします。

○学校外(ご家庭の管理下)でのSNS利用によるトラブルについては、原則、保護者同士での対応をお願いします。

- ・学校がトラブルの情報を得た場合は、学校が知り得た情報を保護者に伝えます。
- ・保護者同士の連絡については、必要に応じて学校にご相談ください。

○保護者同士での解決が難しい場合は、警察への連絡をご検討ください。

- ・唐津警察署（0955-72-2101）

○インターネット上でのいじめが認められた場合は、学校がいじめ防止対策推進法に則った対応を行います。